

◇ 主な監査とその内容 ～請求または要求に基づくもの～

◆ 請求または要求に基づくもの

○ 住民の直接請求に基づく監査

市民から、市の事務全般について監査の請求があったときに実施します。この監査には、本市に選挙権を有する者の50分の1以上の連署が必要です。

○ 議会の請求に基づく監査

議会から、市の事務について監査の請求があったときに実施します。

○ 議会の請願措置に関する監査

議会から、採択した請願の事項について、監査の請求があったときに実施します。

○ 市長の要求に基づく監査

市長から、監査の要求があったときに実施します。

○ 住民監査請求に基づく監査

市の事業などにおいて、財務会計上の「違法又は不当な行為」や「違法又は不当に怠る事実」があるとして、市民からは是正や損害の補てんなどの措置の請求があったときに行う監査です。

なお、請求事由が発生した日から1年を経過している場合には、原則として住民監査請求をすることはできません。

○ 職員の賠償責任に関する監査

市長や公営企業の管理者から要求があったとき、職員が市に損害を与えた事実があるかどうかを監査し、職員の賠償責任の有無や賠償額の決定を行うものです。